

長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目15-2
代表者氏名	会長 小野洋史
設立年月日	昭和47年8月30日
電話番号	075-955-5601

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑	
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス	
事業所の所在地	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目15-2	
電話番号	075-956-0294	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月 1日指定	2673000028
管理者の氏名	吉岡絵梨香	
事業の実施地域	長岡京市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

介護予防訪問介護相当サービスは、訪問介護員等が単身世帯の利用者、家族・親族と同居している利用者で当該家族等が障害・疾病等により家事を行うことが困難である場合において、自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで（職員常駐は月曜日から土曜日まで） ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前7時から午後10時まで サービスの提供が可能な時間 （職員常駐は午前8時30分から午後5時30分まで）

※上記以外でも、代表電話番号より携帯電話への転送にて対応いたします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従事者	常勤 4人、 非常勤 12人
うち介護福祉士	常勤 4人、 非常勤 4人
うち介護職員初任者研修等修了者	常勤 0人、 非常勤 2人
うち訪問介護養成研修1級課程修了者	常勤 0人、 非常勤 0人
うち訪問介護養成研修2級課程修了者	常勤 0人、 非常勤 6人
うち長岡京市独自サービス従事者養成講座修了者	常勤 0人、 非常勤 0人
うちサービス提供責任者	常勤 4人、 非常勤 0人
うち訪問事業責任者	常勤 4人、 非常勤 0人

7. 利用料

(1) 利用料

サービスを利用した場合の料金は市が定める額であり、利用者からお支払いいただく利用料は、原則として、保険者が利用者に応じて設定した「負担割合証」に記載された割合の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。くわしくは、別表をご参照ください。

介護予防訪問介護相当サービス	1週間あたりのサービス提供回数
訪問型サービス I	おおむね 1回
訪問型サービス II	おおむね 2回

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合も包括報酬のためキャンセル料は発生しません。

(3) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、下記の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の15日に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日以降に、利用者が指定する口座より引き落とします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待・身体拘束の防止について

(1) きりしま苑は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 訪問介護員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ きりしま苑は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に、きりしま苑訪問介護員又は、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを長岡京市に通報します。
- ⑥ きりしま苑は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や無得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は養護者等に同意を得るとともにその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。虐待防止担当者・責任者は事業管理者とします。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 075-956-0294 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡京市市役所高齢介護課	電話番号 075-951-2121
	京都府国民健康保険団体連合会	電話番号 075-354-9090

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年9月27日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人 きょうと介護保険にかかわる会
評価結果の開示状況	京都介護サービス・福祉サービス第三者表のインターネットサイト https://kyoto-hyoka.jp/ → きりしま苑 で検索

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名